

二本松市新型コロナワクチン接種のお知らせ

接種費用は **無料**です

【接種券の送付】

※ワクチンの供給量に合わせ段階的に送付します。

対象者	送付時期
65歳以上の方	全ての方の発送を終えています。 予約をして、計画的に接種を行ってください。
基礎疾患のある方	基礎疾患のある方 (12歳以上64歳以下) 申請書を提出された方には、順次発送しています。
16歳以上64歳以下の方	60歳以上64歳以下 7月14日(水) 発送予定
	16歳以上59歳以下 7月下旬以降発送予定 ※予約開始日のお知らせを別に送付します。

※現在、7月末までに65歳以上の高齢者で希望される全ての方にワクチンの接種ができるように取り組んでいます。予約の状況や接種の状況により、発送時期が変わることがあります。

※コロナワクチン接種の実施期間は令和4年2月28日までとなっています。ファイザー社製のワクチンについては、1回目の接種の3週間後に2回目の接種を行うこととなっていますので、3週間後の予定も確認の上、計画的に接種の予約を行ってください。

【接種を受けるまでの流れ】

1. 自宅に

「接種券(クーポン)」が届く



2. ワクチン接種の予約をする

※予約方法は、右記をご覧ください。

※接種を受ける方の名前で予約をしてください。代理で予約をする場合など、代理の方の名前で登録してしまうと、接種会場で、接種を受ける方の確認がとれなくなってしまうます。



3. 接種会場(病院や診療所、集団接種会場)でワクチンを接種する

※ワクチンは肩の筋肉に注射します。Tシャツやポロシャツなど、すぐに肩を出せる服装で会場にお越しください。

※集団接種の会場では、予約時間の15分前から受け付けを開始します。受け付けは各回の予約時間終了15分前までに行ってください。

【接種当日の持参物】

- ・接種券(クーポン券)
※切り離したり、シールを剥がしたりせず、そのままお持ちください。
- ・本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど)
- ・予診票(ボールペンで記入してきてください。)



4. 3週間後に2回目の接種を行う

次の3つの方法から予約ができます。

※予約の際は、接種券に記載の「券番号」と「生年月日(西暦)」が必要です。
※ご家族やお知り合いの方の代理予約も可能です。

電話で予約



新型コロナワクチン接種予約相談センター

専用窓口

0570-050-557

※直接予約ができる医療機関もあります。
詳しくは、広報にほんまつ5月号3ページをご覧ください。

LINEで予約



- ①スマートフォンで上のQRコード読み
- ②友だち登録し予約画面へ

インターネットで予約



<https://vc.liny.jp/3551>
パソコンでURLにアクセスし予約画面へ

ワクチン接種は、市民の皆さんが「安全」に「早期」接種できるよう安達医師会と協力してすすめています。接種をすすめる過程で、日々、より良い接種方法を検討しています。その結果、接種方法を変更する場合があります。最新の情報は、市ウェブサイトでご確認ください。



◎問い合わせ…健康増進課ワクチン接種推進係 ☎(23)6591 Fax(23)1714

新型コロナウイルスワクチン接種

65歳未満で基礎疾患等がある方へ

新型コロナウイルスワクチン接種の「接種券」は、ワクチンの供給量に合わせ、年齢区分により送付しています。

65歳未満で基礎疾患等のある方は、各保健センターに申請をすることで、通常の送付時期よりも早めに送付します。
申請方法

各保健センターに備え付けの基礎疾患等の確認表に必要事項を記入の上、提出してください。(市ウェブサイトからもダウンロードすることができます。)

提出先

- ・二本松保健センター ☎(55) 5108
- ・安達保健福祉センター ☎(55) 5109
- ・岩代保健センター ☎(65) 2820
- ・東和保健センター ☎(66) 2499

※岩代保健センター・東和保健センターは不在となる時間帯があります。事前に連絡の上、来庁してください。

【基礎疾患等とは？】※昭和32年4月1日以前に生まれた方は、基礎疾患の有無に関わらず、「高齢者」としての接種になります。

I 基礎疾患のある方

1	慢性の呼吸器の病気
2	慢性の心臓病(高血圧を含む)
3	慢性の腎臓病
4	慢性の肝臓病(肝硬変等)
5	インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
6	血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
7	免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
8	ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9	免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10	神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
11	染色体異常
12	重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
13	睡眠時無呼吸症候群
14	◎重い精神疾患 ・精神疾患の治療のため入院している ・精神障害者保健福祉手帳を所持している ・自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合 ◎知的障害(療育手帳を所持している場合)

追加されました

II 基礎疾患以外の基準を満たす方

1	BM I 30以上 「BM I」=体重(kg)÷{身長(m)×身長(m)} ※「BM I 30以上」の目安…身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg
---	--

コロナにより収入が減った方
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方の令和3年度分の国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料を減免します。詳しくは、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ・申請先:

・国民健康保険税について
☎(55) 5085

・介護保険料について
☎(22) 0790

・後期高齢者医療保険料について
☎(55) 5115

・国民年金課医療給付係
☎(55) 5107

・後期高齢者医療保険料について
☎(22) 1547

・国民年金課医療給付係
☎(55) 5107

・後期高齢者医療保険料について
☎(22) 1547